

3

(2) 食事情間給與ノ件 (運輸部)

(3) 舞給規定改正ノ件 (々)

(4) 電車増發ノ件 (々)

非乗務者最低賃銀制定ノ件 (非乗務部)

(5) 二重賃銀制度撤廢ノ件 (々)

(6) 備員昇給方法改正ノ件 (々)

ノ七項ヲ要求書トシテ提出シ徹底的福争ヲ爲シ目的ノ貫徹ヲ期スルコトニ決定シ居レリ故ニ本中央委員會ニ於テモ此ノ對策委員會ノ決定ヲ承認セラレタシト述ハ満場一致之ヲ承認シ至右要求書ハ七日午前中ニ提出スルコトニ決定

(1) 各専門部長送定ノ件

馬場五四三ヨリ過日執行委員會ニ於テ又送セル各専門部長(既報)ヲ報告シテ満場一致之ヲ承認シタル後爭議部員二名ノ補充ヨリノ事トシ議長指名ニ依リテ井清大場與四郎ノ二名ヲ補充スルニトス決定

(2) 法律顧問人選ノ件

松坂栄次郎ヨリ「自治會法律顧問設置ニ就テハ執行委員會ニ於テ協議ノ結果亦護士松谷與二郎同山崎今朝弥ヲ人選シ直ニ交渉ヲ爲シ兩人共承諾ヲ得タルヲ以テ之ヲ承認サレタリト述ハ與議ナク承認

(3) 賄部待遇改善ノ件

議長ヨリ「賄部ヨリ待遇改善ノ歎願書ヲ提出シ